桶川市労働団体補助金交付要綱

(平成29年2月28日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の労働団体に対し、予算の範囲内において桶川 市労働団体補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、 補助金交付規程(昭和30年桶川市規程第4号)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「団体」という。)は、次のとおりとする。
  - (1) 連合埼玉県央地域協議会
  - (2) 上尾·桶川·伊奈労働組合連合会
  - (3) その他市長が認めた団体

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
  - (1) 労働者の労働条件の改善に係る事業
  - (2) 労働者の生活の安定及び地位の向上に係る事業
  - (3) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、毎年度予算の 範囲内において市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、桶川市労働団体 補助金交付申請書(様式第1号。次項において「申請書」という。)及 び桶川市労働団体補助金事業計画書(様式第2号。次項において「計画 書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならな い。

- (1) 団体の当該年度の事業計画及び収支予算に係る総会資料
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書及び計画書は、当該団体の会計年度開始後3箇月を経過した日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、可否を決定して、桶川市労働団体補助金交付(不交付)決定通知書 (様式第3号)により、当該申請をしたものに通知をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合において必要があると きは、補助金の交付に関し条件を付すことができるものとする。

(交付変更申請)

第7条 団体は、前条又は次条の規定により交付決定を受けた内容を変更 しようとするときは、桶川市労働団体補助金交付申請書(変更)(様式 第4号)を、市長に提出しなければならない。

(交付変更決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、補助金の交付の可否を決定して、桶川市労働団体補助金交付(不交 付)決定通知書(変更)(様式第5号)により、当該申請をしたものに 通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合において必要があると きは、補助金の交付に関し条件を付すことができるものとする。

(補助金の請求及び受領)

第9条 団体は、補助金の交付を受けるときは、第6条又は前条の規定による通知を受けた後に、桶川市労働団体補助金交付請求書(様式第6号) を市長に提出をしなければならない。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
  - (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
  - (2) 補助金を目的外に使用したとき。
  - (3) その他、不正行為があったとき。

(実績報告等)

- 第11条 補助金の交付を受けた団体は、桶川市労働団体補助金実績報告書(様式第7号)及び桶川市労働団体補助金事業決算報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、当該団体の会計年度の最終日から起算して3箇月以内に市長に提出しなければならない。
  - (1) 団体の当該年度の事業実績及び収支決算に係る総会資料
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

### 様式第1号(第5条関係)

#### 桶川市労働団体補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

住所又は所在地 団体名 及び代表者氏名 ® 電話番号

桶川市労働団体補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	事業期間	
補助対象事業の 必要経費	円	交付申請額	円
補助対象事業の 目的及び内容			
補助対象事業の 効果			

#### ※添付書類

- (1) 団体の当該年度の事業計画及び収支予算に係る総会資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

# 様式第2号(第5条関係)

# 桶川市労働団体補助金事業計画書

年 月 日

年度

団体名

活動内容	実施予定事業名	実施	事業予算	業予算 (単位:円)	
位 到 ( ) 在		予定日	全体予算	補助対象予算	
(1)					
労働者の労働					
条件の改善に					
係る事業					
(2)					
労働者の生活					
の安定及び地					
位の向上に係					
る事業					
(3)					
その他事業					
	合計				

### 様式第3号(第6条関係)

桶川市労働団体補助金交付(不交付)決定通知書

第号

年 月 日

様

桶川市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、桶川市労働団体補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

□ 交付します。

交付決定者	団体名	
	住所	
交付決定額		円
補助対象経費		円
交付の条件		
備考		

□ 不交付とします。

(理由)

### 様式第4号(第7条関係)

桶川市労働団体補助金交付申請書(変更)

年 月 日

桶川市長

住所又は所在地

団体名

及び代表者氏名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた内容について変更をしたいので、桶川市労働団体補助金交付要綱第7条により、次のとおり申請します。

変更前	
変更後	
変更の理由	
備考	

### 様式第5号(第8条関係)

桶川市労働団体補助金交付(不交付)決定通知書(変更)

第号

年 月 日

様

桶川市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、桶川市労働団体補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

□ 交付します。

交付決定者	団体名	
	住 所	
交付決定額		円
補助対象経費		円
交付の条件		
備考		

□ 不交付とします。

(理由)

### 様式第6号(第9条関係)

### 桶川市労働団体補助金交付請求書

年 月 日

桶川市長

住所又は所在地 団体名 及び代表者氏名 ® 電話番号

桶川市労働団体補助金について、桶川市労働団体補助金交付要綱第9条 の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額				円	
	金融	幾関			<ul><li>銀 行</li><li>農業協同組合</li><li>信 用 金 庫</li></ul>
振込先	口座		種	目	
			番	号	
		座	フリ	ガナ	
			名。	簑 人	

### 様式第7号(第11条関係)

#### 桶川市労働団体補助金実績報告書

年 月 日

桶川市長

住所又は所在地 団体名 及び代表者氏名 ® 電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桶川市労働団体補助金について、桶川市労働団体補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり実績を報告します。

補助年度	年度	事業期間	
補助対象事業の 経過 及び内容			
補助対象事業の 効果			

#### ※添付資料

- (1) 団体の当該年度の事業実績及び収支決算に係る総会資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

# 様式第8号(第11条関係)

# 桶川市労働団体補助金事業決算報告書

年 月 日

年度

団体名

活動内容	実施事業名	実施日	事業決算額(単位:円)		
			全体決算額	補助対象額	
(1)					
労働者の労働					
条件の改善に					
係る事業					
(2)					
労働者の生活					
の安定及び地					
位の向上に係					
る事業					
(3)					
その他事業					
	合計				